

平成22年度版

# 学校人権教育指導資料 第30集

児童・生徒の人権感覚の向上及び  
教職員の研修の充実をめざして

ここをクリック  
目次へ



千葉県教育庁教育振興部指導課

## はじめに

千葉県教育委員会が、学校同和教育の推進を目指して「同和教育実践指導資料集」を発行したのは昭和56年のことです。その「まえがき」には、「同和教育実践のための指導資料として、小学校から高等学校まで、同和教育推進校における取り組みをまとめ、本書を刊行することとした。また、その実践も日が浅く、質量共に必ずしも充分とは言えないが、今後、これに続くさらに充実した指導資料の作成を期して、本書をその第1集とした。」とあります。

さて、爾来号を重ね、ここに第30集を発行することとなりました。この間、国連においては「児童の権利条約」の採択や「人権教育のための国連10年」の取組があり、また我が国にあっては、「人権教育・啓発に関する基本法」の制定等が進められてまいりました。

千葉県でも、平成16年に「千葉県人権施策基本指針」が策定され、16項目におよぶ個別課題が取り上げられました。また同指針では、教職員を医療関係者等とともに人権に係る「特定職業従事者」に位置づけ、より一層の研修の充実等が求められています。

30集を重ねてきた本資料集が、児童・生徒の人権感覚の向上及び教職員の研修充実等に活用されることを期待します。

最後になりましたが本資料集の作成に御尽力いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

千葉県教育庁教育振興部  
指導課長 高岡 正幸

## 目次(冊子)

## はじめに

1 人権教育のあゆみー30年をふりかえってー	1
寄稿 「千葉県人権教育のあゆみ」 (社)千葉県人権啓発センター理事長 藤島 高氏	2
2 人権教育の推進のために	3
(1)学校における人権教育とは	3
(2)人権教育を進める基盤	4
(3)学校としての組織的な取組	5
(4)指導内容・教材の工夫	6
(5)指導方法の工夫	7
3 さまざまな人権課題	8
(1)子どもの人権	8
寄稿 「子どもの権利・参画について」 中核地域支援センター夷隅ひなた所長 池口 紀夫 氏	9
寄稿 「児童虐待と現代の子どもたち」 千葉県中央児童相談所長 水鳥川 洋子 氏	10
(2)女性の人権	12
寄稿 「男女共同参画社会の実現に向けて」	13
千葉県総合企画部男女共同参画課主幹(兼)企画調整室長 山崎 静江 氏	
(3)障害のある人の人権	13
寄稿 「障害のある人に関する人権教育の視点」 (福)愛光 視覚障害者支援事業部長 高梨 憲司 氏	15
(4)外国人の人権	16
寄稿 「国際化の中での理解と支援」 (福)一粒会 理事長 花崎 みさを 氏	17
(5)被差別部落出身者の人権	17
寄稿 「同和教育の理念を活かした人権教育の推進」	19
千葉県高等学校教育研究会 人権・同和教育部会長 勝田 眞澄 氏	
(6)その他の重要課題	19
寄稿 「『ホームレス』・『ネットカフェ難民』への支援活動から」	20
(特) ホームレス支援市川ガンパの会理事長 副田 一朗 氏	

## 1 人権教育のあゆみ－30年をふりかえって－

西暦	世界（国連等）の動き	日本の動き・千葉県の動き
1978		・千葉県教育委員会「同和教育の基本方針」策定
1979 (昭和54年)	・国際児童年 ・「女子差別撤廃条約」採択	・千葉県教育庁に同和教育室設置 ・「国際人権規約」批准
1980		・千葉県教育委員会 同和教育実践指導資料(第1集)刊行
1981	・国際障害者年	・「難民の地位向上に関する条約」加入
1982		・「地域改善対策特別措置法」施行
1984	・「拷問禁止条約」採択	・千葉県教育研究会人権教育部会発足
1986		・「男女雇用機会均等法」施行
1987		・「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」施行
1989 (平成元年)	・「児童の権利条約」採択	・「高齢者保健福祉十か年戦略」策定 ・「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」制定
1990	・「すべての移住労働者及びその家族の権利保護に関する国際条約」採択	
1993	・国連人権高等弁務官新設 ・「世界先住民の国際年10年」宣言	・国立療養所多磨全生園内に「高松宮記念ハンセン病資料館」完成 ・「障害者基本法」施行 ・「児童の権利条約」締結
1994	・国際家族年 ・「人権教育のための国連10年」宣言	
1995	・第4回世界女性会議「北京宣言」採択	・「あらゆる形態の人種差別撤廃条約」締結 ・「高齢者社会対策基本法」施行 ・「人権教育のための国連10年推進本部」設置 ・「障害者プラン(ノーマライゼーション7年戦略)」策定 ・「男女共同参画2000年プラン」決定 ・「らい予防法」廃止 ・「人権擁護施策推進法」施行 ・「人権教育のための国連10年国内行動計画」策定 ・「地対財特法」一部改正 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「アイヌ文化振興法」施行 ・千葉県人権啓発センター 人権教育副読本(アマンドラ)刊行 ・千葉県教育委員会「学校生活と子どもの人権」刊行
1996		・「男女共同参画基本法」施行 ・「児童買春、児童ポルノ禁止法」施行
1997		・千葉県「人権・同和問題に関する県民意識調査」
1998		・「外国人登録法」一部改正（指紋押捺全廃） ・「児童虐待の防止に関する法律」施行 ・「ストーカー行為規制法」施行 ・「人権教育及び人権啓発に関する法律」施行
1999	・国際高齢者年 ・国連グローバルコンパクト提示	・「千葉県男女共同参画計画」策定 ・「DV防止法」施行 ・「人権教育・人権啓発に関する基本計画」策定 ・「ホームレス自立支援等に関する特別措置法」施行 ・「障害者基本計画」策定 ・「性同一性障害者の性別取扱い特例法」施行
2000 (平成12年)	・「児童の武力紛争参加に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童売春、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する選択議定書」採択	・「千葉県ホームレス自立支援計画」策定 ・「千葉県人権施策基本指針」策定
2001		・「障害もある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」策定
2002		・「人権教育の指導法等との在り方について」（第3次とりまとめ）発表 ・「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」衆参両院で可決（全会一致） ・「ハンセン病問題基本法」可決
2003		・千葉県人権啓発センター 人権教育副読本(やさしさあふれて)刊行
2004		
2006		
2007	・「先住民の権利に関する宣言」採択	
2008		
2009		

## 千葉県人権教育のあゆみ

(社)千葉県人権啓発センター理事長 藤島 高

千葉県の人権教育（同和教育）のあゆみについて、私の脳裏に強く残っていることを述べてみます。

本県の人権教育（同和教育）は近県に比べても大変遅れてのスタートとなりました。スタート時に、当時同和教育の先進県と言われていた長野県から招請した講師の講演の中で、長野県の同和教育のはじまりについて次のような話がありました。「戦後間もない1950(昭和25)年、長野県内のある小学校で、被差別部落出身の女子児童が給食の際に大変な差別をされたということがありました。当時の学校給食では、PTAのお母さんたちが交代で味噌汁を作っていました。被差別部落のお母さんが当番であった時、精魂こめて作った味噌汁が4年生のあるクラスで捨てられてしまうという事件がありました。捨てたのは被差別部落以外の男子児童でした。“今日の味噌汁は、いわゆる部落のお母さんが作ったものだ。汚いから、臭いから飲むな”と言ってバケツごと床に捨ててしまったのです。そのクラスには部落出身の女子児童が2人いました。その2人に“拭け”と命令して拭かせたのです。民主主義ということが大きく取り上げられていた当時において、この出来事は社会問題・教育問題・学校問題となりました。」

さて、千葉県の同和教育のはじまりについて少し触れておきましょう。1978(昭和53)年、ある県立学校の授業中に被差別部落に対する差別発言がありました。本県では、このことがきっかけとなり同和教育がスタートしました。

千葉県教育委員会では、同和教育の課題を「人類普遍の権利である自由と平等の原則に基づき、基本的人権を尊重する精神の涵養と実践力の育成を図ること」と捉え「千葉県同和教育基本方針」を策定し、差別をしない、差別をさせない、差別を許さない、児童・生徒の育成を目指しました。これ以降、千葉県下に人権教育(同和教育)が官民双方から広がっていったのでした。

部落差別解消の必要性が指摘されて以来百余年。この間、多くの真摯な教育者や理解ある協力者によって差別解消の教育がたゆみなく続けられてきました。しかし、「日本国民の一部の人々が現代社会においてなおいちじるしく基本的人権を侵害され、市民的権利と自由が完全に保障されていない」(同和対策審議会答申)という実態がありました。にもかかわらず、同和問題は過去のことであり、民主化、近代化が進んだ今日では、この問題は存在しない、したがって特に積極的に取り組む必要はないという誤った考え方も根強く残っていました。こういう状況の中で、同和問題の早急な解決は、国の責務であり、同時に国民的な課題であるとの認識に立って同和教育を推進する必要性がありました。

本県における同和教育は、前述した「千葉県同和教育基本方針」に基づいて取り組んできました。各学校では意欲的に取り組み、校内の組織作りや研修会の開催から授業実践を通しての指導まで行えるようになりました。

しかしながら、その具体的内容については、必ずしも十分とまではいえない状況にありました。

こうした中、本県の同和教育がスタートして3年、学校同和教育の組織作りに新たな動きが出てきました。

1981(昭和56)年、同和教育に関する系統的な研究協議や学校相互の情報交換等により、一層の研修や実践の充実を目指し、千葉県高等学校同和教育研究協議会が設立されたのです。

千葉県同教の先生方の取組には頭の下がる思いです。毎年のように全国人権・同和教育研究大会にレポートを出し、実践報告をしています。地道な取組の成果です。

これからの人権教育は「千葉県人権施策基本指針」に沿い、児童・生徒に自他の命の大切さを教えるとともに、人権侵害(差別)がある限り、法律があろうと無かろうと、人権を尊重する精神の涵養を目指して推進していただきたいと切に願います。

## 2 人権教育の推進のために

### (1) 学校における人権教育とは



人権教育に取り組むにあたっては、人権に関わる概念や人権教育が目指すものについて明確にし、教職員がこれを十分に理解した上で、組織的・計画的に取組を進めることが大切です。

#### ア 人権教育の目標

一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようにするとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることを目指します。そのためには、人権感覚を育成していくことが求められます。



#### 《人権感覚》

人権感覚とは、人権が守られている状態を感知し、これを望ましい状態と感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知したときには、それを許せないと感じる感覚です。

この人権感覚の育成は、人権教育の目標である人権尊重の理念を態度や行動に表すための原動力となります。

#### イ 人権教育の目標達成のために

人権教育の目標を達成するためには、人権感覚の育成とともに、人権や人権を擁護するための方法等の基本的な知識について理解させることも大切なはたらきかけです。そして、人権が守られるように実践しようとする意識（人権意識）や意欲・態度を向上させ、実践行動に結びつけることが求められています。

### 人権教育を通じて育てたい資質・能力

自分の権利を守り、他の人の権利を守ろうとする意識・意欲・態度の育成

人権に関する知的理解

関連

人権感覚

知識的側面

価値的・態度的側面

技能的側面

○自分や他の人の人権を尊重したり、人権問題を解決したりする上で、具体的に役立つ知識 等

○人間の尊厳の尊重  
○自他の人権の尊重  
○多様性の容認  
○正義・自由等の実現のために活動しようとする意欲 等

○コミュニケーション技能  
○偏見や差別を見極める技能  
○相違を認めて受容する技能  
○協力的・建設的な問題解決技能 等

## (2) 人権教育を進める基盤



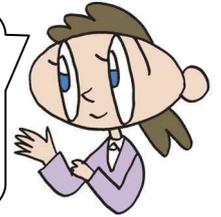
人権教育の目標である意欲・態度等は、言葉で説明するだけで身に付くものではありません。このような人権感覚等を身に付けるためには、個々の児童生徒が、『自分は大切にされている』と実感を持つことができるような、教育環境づくりが基盤となります。

### ア 取組の基盤

効果をあげるためには、その教育・学習の場である学校・学級が、人権尊重の精神にみなぎっている環境であることが求められます。

教職員にとっては、児童生徒の意見をきちんと受け止めて聞くことや、明るく丁寧な言葉かけを行うことが、その基盤となります。特に、児童生徒の大切さを強く自覚して接することが重要です。

教育を受けることも、子どもたちがもっている大切な『基本的な人権』です。



《人権が尊重される人間関係づくり》  
互いのよさや可能性を認め合える仲間

人権尊重の視点に立った学校づくり

《人権が尊重される学習活動づくり》  
一人一人が大切にされ、互いのよさや可能性を發揮できる授業

《人権が尊重される環境づくり》  
安心して過ごせる学校・教室環境

### イ 自尊感情を育てましょう！

自尊感情とは、「自分はかけがえのない大切な存在だ」という気持ちです。また、自尊感情は「他の人の人権を尊重する」という意識・意欲・態度の源になると考えられています。

自己や他者を尊重しようとする感覚や意思の育成

《積極的にチャレンジする姿勢の向上》

「自己を高めよう」、「自ら進んで他者と交わろう」、  
「社会とかかわろう」、「規範を守ろう」 等

《自尊感情の向上》

「認めてもらえてうれしかった」「役に立ててよかった」「私は大切な存在なんだ」  
「必要とされていると感じた」「自分は生きている価値がある」 等

《自分を知り高める活動、他者と関わる態度やスキルを身につける活動》

○自然体験活動や社会奉仕活動等の体験活動、○高齢者・障害者・外国人等や異学年・異校種との交流活動、○演習やシミュレーション等による参加型学習 等

一人一人が『自分は大切にされている』と実感をもつことができる環境

自尊感情を持つことは、他の人の存在を尊重することにもつながります。



### (3) 学校としての組織的な取組



学校においては、各教科等の指導、生徒指導、学級経営など、教育活動全体を通して、人権教育を推進していくことが大切です。そのためには、教職員が一体となって、人権教育に取り組む体制を整え、目標設定、指導計画の作成等の取組を組織的・継続的・計画的に行うことが大切です。

#### ア 目標設定

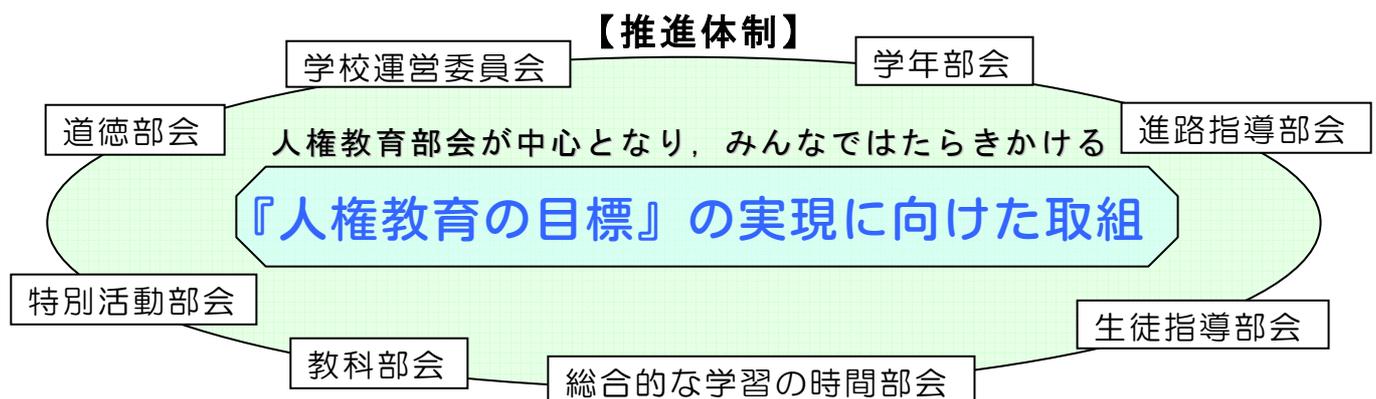
学校、児童生徒、地域の実態・実情等を考慮し、自校の具体的な目標を設定することが大切です。具体的には、各学校において、教育活動全体を通じて、自尊感情を培うとともに、次のような力や技能などを総合的にバランスよく育成していくことが大切です。



#### イ 校内の推進体制

人権教育の目標を実現していくためには、人権教育の年間指導計画の立案や毎年の点検・評価、研修の企画・実施等を組織的に進める体制を確立することが重要です。

各校務分掌の取組と人権教育の推進との関連を明確にし、学校の教育活動全体を通じて、推進できる体制を整えていくことが大切です。



## (4) 指導内容・教材の工夫



人権教育を行うにあたっては、目指す資質・能力を全体的にとらえた上で、その指導内容を構成していくことが大切です。また、各教科等やあらゆる教育活動の場において、人権教育をいかに総合的に位置付け、実践するかについての工夫が必要です。特に、人権感覚の育成、自主性や主体性の尊重、発達段階や実態への着目、体験的な学習の活用等について、具体的な取組を行っていくことが求められます。

### ア 指導内容

#### ◇知的理解に関わる指導内容

自他の人権を擁護し、人権侵害を予防したり解決したりするためには、単なる知識の伝達だけではなく、実践的な知識を身に付けるために、主体的な活動や協力し合うことが可能な活動ができるような学習を行うことが大切です。

- ◎児童生徒が主体的に関わることを促すような方法の工夫
- ◎児童生徒が主体的に取り組める体験的な方法の工夫
- ◎グループ活動等による協同的・協力的な方法の工夫



【実践的知識】

#### ◇人権感覚に関わる指導内容

人権教育の目標を達成するためには、人権に関する知識・理解に加え、人権感覚を培うことが重要です。しかし、この人権感覚は、話を聞いたり知識を身に付けたりするだけで、容易に育成できるものではありません。人権教育を通じて育てたい資質・能力の育成を図る活動を様々な場面や機会を活かして行っていくことが必要です。

#### 【育てたい資質・能力】

想像力，共感的理解，コミュニケーション技能，人間関係調整能力 等

#### 【有効な学習活動例】

ロールプレイング，シミュレーション，ディスカッション，体験・交流活動 等

### イ 効果的な学習教材の活用

子どもたちにどのような知識や技能を身に付けさせたいのか、子どもたちの中にどのような意識や態度をはぐくみたいのかを具体的に設定できる教材を活用することが必要です。さらに、身近な事柄を取り上げたり、児童生徒の興味・関心を活かしたりするといった工夫を行うことも大切です。

#### 多様な学習教材

生命の大切さに気づくことができる教材

様々な人権課題に気づくことができる教材

それぞれの人権課題を深く考えるための教材

自分自身を深く見つめることを意図した教材

身の周りの世界や周囲の人々との関わりを問い直すための教材

コミュニケーションのとり方や自己を的確に表現する技能を学ぶ教材



等

## (5) 指導方法の工夫



人権教育で育成したい能力や資質は、言葉だけで培うことができるものではありません。児童生徒が主体的に、しかも他の児童生徒たちとともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験するといった経験を通じて、はじめて培うことができるようになります。

### ア 『協力』、『参加』、『体験』を中核とする学習形態

児童生徒の『協力』、『参加』、『体験』は、人権教育の指導方法の基本原則です。

みんながわかる資料  
を一緒につくろう。



《協力的な学習》

#### 育成したい資質・能力

- ◇ 自他の人権を大切にする技能
- ◇ 自分と異なる考えや行動を尊重できる態度
- ◇ コミュニケーションの技能
- ◇ 人間関係を調整する能力 等

みんなで、このこ  
とについて調べて  
いきましょう。



《参加的な学習》

#### 《体験的な学習》



上手だなあ、どうやっ  
てまわすんだろう？

また、『体験すること』は、それ自体が目的ではなく、「個々の体験」から「話し合うこと」→「反省すること」→「現実生活と関連させること」いう学習を経て、他者との協同を行いながら「自己の行動や態度への適用」を図っていくことが大切です。

### イ 発達段階に即した指導方法

学校で人権教育に取り組むにあたっては、児童生徒が心身ともに成長過程であることを十分に留意した上で、それぞれの発達段階に即した指導を展開していくことが重要です。

#### 幼児期

遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にするという感情と共に、他の人のことも思いやれるような社会的共感能力の基礎をはぐくむという視点が必要です。

#### 小学校 1～3 学年

生活体験に基づく「気づき」から想像力や認識力に訴えて、理解を深める働きかけを行うことが必要です。また、絵本やお話の本などを活用することで、想像力を育てることも大切です。

#### 小学校 4～6 学年

人権の意義や重要性が理解できるようになります。体験的な学習を併用して、具体的人権問題を直感的に「おかしい」と認知する感性の育成が求められます。また、インターネットに興味を示す時期でもあり、情報モラル教育で、インターネットによる人権侵害等について、理解を図ることも重要です。

#### 青年初期（中学校段階）

自己肯定感を育てるとともに、様々な価値観を持っている他者の存在を受容できるように導く学習が求められます。また、パソコンや携帯電話の操作等に習熟したものが多くなることから、インターネットによる人権侵害等の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けるような情報モラル教育が重要です。

#### 青年中期（高等学校段階）

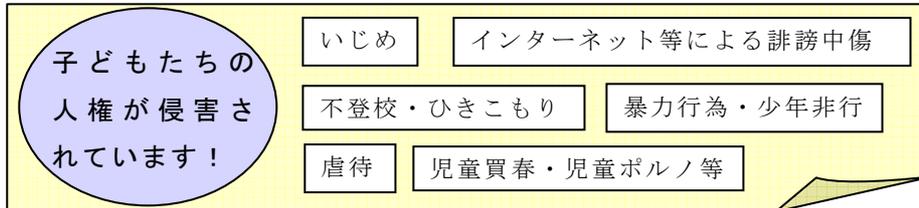
あらゆる場と機会をとらえて、人間としての生き方を真剣に考えさせ、就労観を育成するキャリア教育等との連携も考慮に入れて、人権教育に取り組むことが求められます。情報モラル教育も継続することが必要です。

### 3 さまざまな人権課題

#### (1) 子どもの人権



子どもが一人の人間として尊重される社会の実現が求められています。しかし、「いじめ問題」をはじめ、子どもたちを取り巻く人権問題は、増加傾向にあります。このような状況の中、学校においては、これらの問題ときちんと向き合うとともに、家庭や地域社会と連携を図りながら、一人一人の子どもを大切にする教育環境を構築していくことが大切です。



#### ア 『いじめ』による人権侵害

「いじめ」問題は、どの学校でも、どの子どもにも起こりうることを認識し、いじめの早期発見・早期対応に努めることが求められています。その中で、最も効果的ないじめ防止策は、『いじめを生まないよりよい集団づくり』を行うことです。そのためには、体験活動や交流活動を通じて、「自己有用感」等を育てていくはたらきかけを行うことが有効です。

見ぬけますか？  
『遊び』？それとも『いじめ』？



教師として気づいていますか？



#### 「いじめ」を生まないための予防教育

異年齢交流・職場体験・奉仕活動等の「お世話をする活動」「他の人の役に立つ活動」

「認めてもらえてうれしかった」「役に立ててよかった」「必要とされていると感じた」

自己有用感がはぐくまれる

◎ストレスの高まりを受 けとめることができる。 ◎進んで他者と関 わろうとする。 ◎進んで社会と関 わろうとする。 ◎安易に他人をいじめ ることもしない。

(国立教育政策研究所生徒指導研究センター「日本のピア・サポートプログラム」より)

#### 一人一人の子どもを大切にしていますか？

- 子どもの発言を共感的に聞いていますか。
- 教師による差別的な言動はありませんか。
- 子どもの意見を尊重していますか。
- 個々を尊重した授業をしていますか。
- 体罰や言葉の暴力による指導をしていませんか。
- 子どもや保護者のプライバシーを守っていますか。
- スクール・セクシュアル・ハラスメントはありませんか。

#### いじめ相談

- ・『24 時間いじめ相談ダイヤル』  
(0570-0-78310 : 文部科学省)
- ・子ども人権相談 (043-247-9666 : 千葉地方法務局人権擁護課)
- ・子どもの人権 110 番 (0120-007-110 : 千葉地方法務局)
- ・千葉県子どもと親のサポートセンター (0120-415-446)

#### 参考HP

- ・『いじめ問題に関する取組事例集』  
(文部科学省)

## イ インターネットによる人権侵害

インターネットは、コンピュータだけではなく、携帯電話でも容易に利用できるようになってきました。これにともない、ホームページ等による情報の受発信や電子メールによる情報交換等が簡単に行えるようになりました。

反面、インターネットを介した様々な人権侵害行為が増加しています。このような人権侵害行為を防ぐためには、インターネットの特性を十分に理解するとともに、日常生活と同じようにしっかりとした「モラル」を身につけていくことが大切です。



### 子どもの権利・参画について

中核地域支援センター夷隅ひなた所長 池口紀夫

家庭において親が子どもを育てている時、あるいは学校において子どもを教えたり、指導したりする中で、多くの問題に直面したり迷ったりすることがあります。「子どもの求めにどれだけ応えてよいものか」「子どもの意見を聞いた方がよいのか、甘やかすことにならないか」「他人に迷惑をかけた時は厳しい罰も必要ではないか」「良くないことをしたら、時には叩くことも必要ではないか」等々。

そのような時、世界中の人たちが長い歴史をかけて話し合ってきた「子どもを大切にすることはどういうことかを定めた指針」を見て、判断することが大きな力と支えになります。それが「子どもの権利条約です。」

千葉県は「次世代育成支援行動計画」を作成するために作業部会を設置し、その中に「子どもの権利・参画のための研究会」を置きました。研究会では、「千葉の子どもたち」がどのような思いで毎日を過ごし、何を求めており、大人社会は何をしなければならぬかを把握することが大切と考え、平成19年に「千葉県子どもの意識・実態調査」を行いました。

調査からは、子どもたちが年齢とともに「自己肯定感」を低下させることが明らかになり、またその原因として三つのことが浮かび上がりました。

第一に暴力です。特に大人からの暴力は、子どもの自尊感情を大きく損ないます。

第二は意見表明です。「言いたいことをがまんする」ことが多い子どもは、自己肯定感が育っていきません。

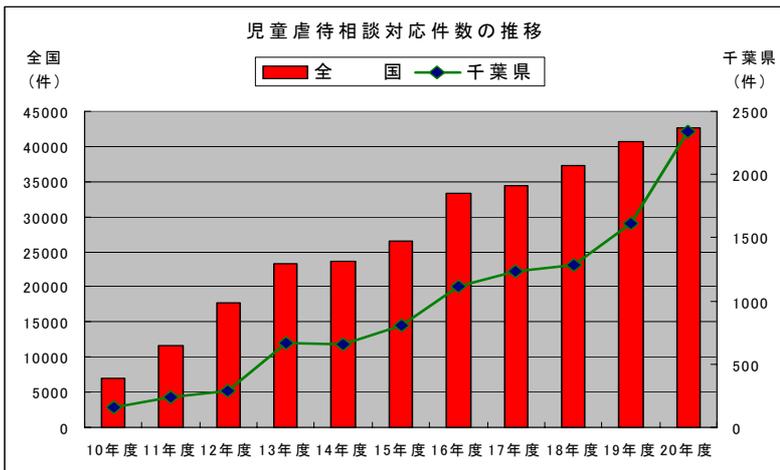
第三は「いじめ」です。「いじめを受けたことのある」子ども、そしてその際「助けてくれる人がいなかった」子どもは、「自己否定」が顕著になります。

こうした調査などから、研究会では「子どもが大切にされる千葉県をつくるための指針(案)」をまとめました。調査結果とともに千葉県のHPにありますので是非ご覧ください([http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c\\_jika/ikusei/tyousa.html](http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c_jika/ikusei/tyousa.html))。

すべての子どもたちは、「いじめ」や暴力から守られ愛情の中で育てられる権利を持っているとともに、自ら「育つ」権利を有しています。

そして、その「育ち」を支えるのが、参加・参画の意識です。授業、課外活動、行事、地域の遊び等々、子どもに関わる全ての活動に子ども自身が参加・参画することによって、子どもは一人の「市民」に成長していくことができるのであり、大人はそれを保障しなければならない立場にあると思います。

## ウ 児童虐待の現状と対応



子どもが、家庭について多くの時間を過ごす学校や幼稚園等の教職員は、子どもの変化に気づきやすく、児童虐待を発見しやすい立場にあります。

子どもたちの発するサインを受け止め、児童相談所等の関係機関と連携し早期に適切な対応を図ることが子どもたちの生命・人権を守ることにつながります。

### 『児童虐待に関する実践事例』 「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」 (抜粋) 文部科学省

#### 1 発見

##### (1) 入学前

『幼い子が公園でいつまでも一人である、家を探ねても答えない』という市民からの通報が市の児童福祉担当に入り、担当職員が駆けつけ、警察とも連携をとり、幼児を保護する。

その後、家庭を探し当て、保護者に事情を聴取した後、保育所入所の措置をとる。

入学式前に保育所、学校、教育委員会の機関が集まり、ケース会議を開き、過去の経過と現在の状況、学校の今後の対応について協議する。

##### (2) 入学後

校内の見守り体制を確認し、担任は日常の児童の様子、養護教諭は保健室来室時や身体測定時の様子等をきめ細かく観察し、異変やその兆候に気付いた場合は生徒指導主事や管理職に速やかに報告すること等について共通理解を図る。

本児は表情に活気がなく、何かおどおどしており、5月になり、足に青あざができていたのを担任が見つかる。

担任から生徒指導担当に相談があり、校内で校長、教頭を交えて協議をした。

まず、「保護者に問い合わせ、不信な素振りがあれば通告を視野にいれよう」と確認する。

担任が、家庭訪問し、あざのことを尋ねると、「遊んでいて転んだ」という返事があった。

真相を闇雲に聞き出すことより、少しでも本児の学校の様子を伝え、保護者と話をつなぐという姿勢で担任は話をするが、保護者はそそくさとドアを閉めてしまった。

家庭訪問の報告を受けて、再度校内で協議する。日常の様子から、児童が家庭であまり大切にされていない様子が窺える。「疑わしくは通告するという義務が教職員に課せられていること、手をこまねいていて万が一児童の心身に何かあれば取り返しが付かないこと、虐待事象でなければ安心すればいいではないかということ」から結論を出し、通告を決意する。

#### 2 通告

学校では、教育委員会と相談し、児童相談所にまず電話で概要を知らせる。

児童相談所職員が、児童の様子を把握するために来校し、傷を確認する。

次に、児童相談所職員と幼児期に関わった市児童福祉職員が共に家庭訪問し、母親から事情を聞く。母親は蹴ったことを認める。その後、学校は書面で通告書を送付する。

#### 3 ケース会議以降は [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/06060513/001/018.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06060513/001/018.htm) に掲載

### 児童虐待と現代の子どもたち

千葉県中央児童相談所長 水鳥川洋子

児童虐待は増加し続け、千葉県の児童相談所の平成20年度の児童虐待相談受付件数は前年度の約1.5倍という驚くべき増加率になっています。そして、虐待を受けた子どもの心は大きく傷つき、その結果様々な問題行動を引き起こしている場合も少なくありません。一方、一般の子どもたちの様相も変化しています。

#### 1 現代の子どもたちと心の発達

1年程前、ある地区の保育士会の方々と最近の保育所で見ると「気になる子どもたちの言動」を整理したところ、①パニックを起こして暴れる、②注意されたとき素直に聞かない、③甘えが強く身体接触を求めてくる、④自信がない、自分を大切にしない、⑤被害的にとらえやすい、⑥基本的生

活習慣が身についていない、⑦持続力がなく、落ち着きがない、⑧言語表現力が乏しい、⑨遊ぶことが下手、⑩場所や人によって良い子になったり、悪い子になったりするなどの姿が浮かび上がってきました。これらの傾向はまさに小中学生も含めて児童相談所の一時保護所で見る子どもたちの姿であり、さらに言えば、虐待を受けた子どもたちの行動特徴とも重なります。

そしてまた、心の発達の視点から見ると、エリクソンのいう青年期に至るまでの発達課題である基本的信頼感、自律性、自主性、勤勉性の獲得が不十分なしは失敗している状態であり、そのため、外界に対する不信が強く、自信や自尊心に欠け、自律性＝自己コントロール力に乏しく、恥の感覚や罰への恐怖心が強く、劣等感が強いと考えられます。保育所でこのような子どもが増えているということは、現代の子どもたちの多くが心の育ちを阻害する「虐待的環境」に育ってきているといえます。

## 2 虐待と現代の子育て環境

虐待は親の問題、子どもの問題、家庭の問題などが幾重にも絡みあって発生します。しかし、現代社会では「現代の子育ての状況」が愛着形成を歪め、虐待に近い状況を子どもにもたらしめていると考えられます。たとえば、おんぶや抱っこをする母親が少なくなり、基本的なスキンシップが減っています。良い香り、ふんわりとした感触、優しい声かけや表情、それらにしっかり包まれる体験を持つことで子どもは安全で安心、受け入れられているという基本的信頼感の第一歩を体験します。それが車社会となり、乳児は荷物のように籠に入れられ、運ばれます。テレビが家に1台しかない時代にはチャンネル権をめぐる自己主張や我慢すること、皆が納得いくように調整することなどを自然に学習していましたが、何台もあるようになりその機会が減っています。長時間保育は、子どもにとってはストレスの多い集団生活が長くなるだけでなく、夜型の大人の生活リズムに合わせられることとなります。小中学生になると夜遅くまで塾に通い、友達と遊ぶ機会も家族と一緒に夕食を食べる機会も自分の好きに過ごす時間も減っています。現代の子どもをめぐる状況が、子どもの心身の発達を阻害している例を挙げればきりがありません。そして、現代の社会状況は子どもだけに厳しいわけではなく、親自身をも孤立化させ、そのことも虐待の発生要因になっています。

## 3 虐待と問題行動

子どもたちは必死に「虐待的環境」に適応しようとしませんが、結果的に問題行動の形になってしまうことが少なくありません。しかし、問題行動は子どもの自己表現でありSOSなのです。学校でそれをどのように受け止め対応するかで子どもの将来が違ってきます。もちろん、深刻な事例では家庭分離や専門的セラピーが必要になりますが、日常的な受け止めは重要です。学校でSOSをしっかり受け止められ、癒され、虐待関係以外の人間関係を経験でき、新たな学習ができれば、健康な大人になっていくだけでなく、虐待の連鎖から解放されます。しかし、逆に、SOSを受け止めてもらえず、自己表現することをやめてトラウマをさらに深く抑圧してしまうと子ども時代はそれなりに適応できているように見えても、将来親になったとき、抑圧されていたトラウマが暴れだし、虐待の連鎖につながります。

## 4 現代社会における学校の新たな意義

子どもたちが日々通う学校は、現代社会にあっては次のような新たな意義を持ってきていると思います。①虐待に気づいてくれる人がいる。②虐待環境(状況)からの離脱ができる。③安全な環境である。④自分を大切にしてくれる人がいる。⑤成長してくれること援助していく環境である。つまり、そこでは、子どもがたとえ自ら訴えなくても体の傷や普通でない言動を見て虐待に気づいてくれる先生がいます。また、学校にいるときは、虐待を受けている家庭から逃れられているだけでなく、そこは安全で安心できる環境です。さらにそこには自分を心配し、大切に思ってくれる先生がいます。そして、そこでは、「自分は悪い子ではない。子どもを傷つけることは間違いである。」という新たな認知が可能となるだけでなく、新たな成長のための援助が沢山受けられる場所です。つまり、今の学校は、救助の場、癒しの場、基本的信頼感獲得の場、新たな認知・学習の場にもなっていると思います。

次の世代を担う子どもたちのために、私たち大人は子どもの心身の発達を保障する環境を本気で用意していかなければなりません。学校も児童相談所もともに大変です。だからこそ、連携し力を合わせ、子どもたちの成長を支援していきたいと思っています。

### 【参考HP・通知等】

文部科学省HP [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/06060513/001.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06060513/001.htm)

厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv.html>

千葉県健康福祉部児童家庭課HP(相談窓口案内) [http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c\\_jika/index3.html](http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c_jika/index3.html)

「県立高等学校における被児童虐待児への学習支援等の推進について(通知)」(平成19年3月9日教指第1443号)

## (2) 女性の人権



男女の人権が尊重され、その人らしく生きていける社会を築くためには、学校・家庭・地域や職場などのあらゆる場において、子どものころから男女平等の意識を育て認識を深めていくことが大切です。学校教育においても、教育活動全体において男女平等に関する教育を展開し、男女が平等に生活し、互いに協力していく機会を多く設定することが求められています。

今後も、男女共同参画社会づくりを進めるために、男女平等の視点を取り入れ、発達段階に応じた教育を積極的に進めていくことが重要です。

こんなことは  
ありませんか？

「男性は主要業務・女性は補助的業務等の固定的な性別役割分担意識に基づく教育環境

スクール・セクシュアル・ハラスメント等の教育関係者等による子どもへの不適切な対応

デートDV等の青少年をめぐる男女間の暴力や性行動の問題等



「男は仕事  
・女は家庭」

【固定的な性別役割分担意識】

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

<千葉県男女共同参画計画（第2次）より>

わたしたちの個性や能力を十分に発揮できる社会をつくっていきましょう。



男女共同参画社会で求められる基本的な考え方

「一人一人の人権を尊重する」という視点に立った学校教育においては、女性へも男性へも平等に接することは当然のことです。

しかし、このことは、個々の将来や役割分担等の結果が、すべて同じになることを求めているわけではありません。目指す『男女共同参画社会』では、男女による結果の違いが、性別の影響を受けたものではなく、能力や努力等により判断され、その対応がなされるような社会の実現を目指しています。

学校教育における男女平等に関する教育の推進

発達段階に応じた男女平等に関する教育の推進

- 教育課程への位置付けと指導計画の作成
- 指導内容の見直しと学習活動の工夫

日々の学校生活における環境が男女平等となる配慮

教育活動全体を通して教育環境を整備し、男女が互いに尊重し合う関係づくりができるような配慮。

教職員の研修体制の充実

理解を深めるための指導方法や内容についての研修、そのための体制づくり。

「学校における男女平等に関する教育の推進について（通知）」

<千葉県教育委員会 平成19年3月27日付け教指第1533号より>

### 男女共同参画社会の実現に向けて

千葉県総合企画部男女共同参画課主幹(兼)企画調整室長 山崎 静江

男女共同参画社会基本法制定から10年、女子差別撤廃条約採択から30年がたちました。世界の動きと連動して進められる日本の男女共同参画は、どこまで進んだのでしょうか。被害者の多くが女性であるドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシュアルハラスメントが、性に起因する人権侵害であるとの認識も深まりつつあります。しかし、本県におけるDV相談件数は年間5千件以上あり、暴力の世代間連鎖を防ぐためにも、一日も早い根絶が望まれます。また、ジェンダー(社会的性別)を背景とする固定的性別役割分担や偏見等が、男性・女性の生き方に制約を与えている場合も少なくありません。

一方、日本の女性の地位は、ジェンダー・エンパワーメント指数が示すように、諸外国の中で58位と遅れをとっており、政治や管理職等の意思決定の場への女性の参画があまり進んでいません。

このような中で、男女平等教育が推進されているにもかかわらず、現実の社会で男女差別を経験する若者も少なくなく、デートDVの存在も見逃すことができません。男女平等教育の成果が実社会に反映されてこそ、若者は、更に勇気を持ってそれぞれの夢の実現にチャレンジしていくことでしょう。

今、少子高齢化の進展や経済のグローバル化など、社会経済環境は急速に変化しています。このような変化に対応し、持続可能な社会を維持していくためには、男女が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が急務です。未来を担う子どもたちのためにも、私たち一人ひとりが男女共同参画への関心と理解を深めるとともに、行政・企業・団体等が一体となり、男女共同参画社会の形成に向けた取組を推進していくことが求められています。

### (3) 障害のある人の人権



障害のある人もない人も、お互いの立場を尊重し合い、支えあいながら安心して暮らすことのできる地域社会づくりが求められています。しかし、現状では、障害のある人への不当な差別が存在しています。このような差別の多くが障害のある人に対する誤解や偏見、その他の理解不足から生じていることを踏まえ、障害のある人に対する理解を深める教育・啓発を行っていくことが大切です。

#### 体験活動・交流活動を通して理解を深めましょう



『障害者は多様であり、障害のある人の生活を理解する』という基本的な認識をもつことが必要です。

- ◇困っていることはなんだろう？
- ◇お手伝いできることは何か？

耳が不自由だと



目が不自由だと



車椅子を使うと



## 千葉県の特例支援教育の目指す方向

## 『教育におけるノーマライゼーションについて、特別支援教育の基本的な考え方』

- ◇すべての幼児児童生徒は、価値ある存在、尊重される存在として認められること。
- ◇幼児児童生徒が、地域で共に学ぶ機会が得られる教育を目指すこと。
- ◇幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、その持てる能力を最大限に発揮して学習できる教育を目指すこと。

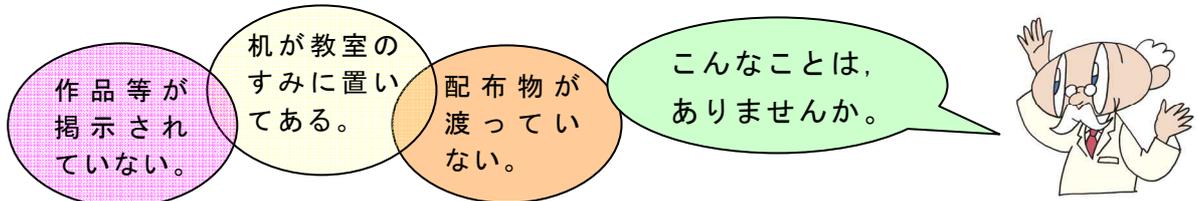


障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けて必要な支援をどう保障するかが大切です。

<千葉県の特別支援教育の在り方について（提言）平成18年3月より>

## ＜一人一人を大切に作る教室でのはたらきかけ＞

子どもたちの言動の中に、差別意識や偏見がないように気を配ることが必要です。また、一部の子どもだけがしかかわるのではなく、学級の多くの子どもたちがしかかわれるようにしたり、障害のある子どもの座席位置を配慮したりすることも大切なはたらきかけです。



《学級全員でしかわり、ともに伸びていこうとする気持ちを育てることが大切です》

## 点字誕生物語（「見えない世界を見てみようー指からひろがる福祉教育ー」

視覚障害者総合支援センターちばより一部改）

ルイ・ブライユ（Louis Braille 1809～1852）はフランスの首都・パリ郊外のクーブレの村に生まれました。

3歳のとき、ケガがもとで失明しました。当時は目が見えないと学校にも入れてもらえない状況でした。そんな中、クーブレの神父は、目の見える人たちの通う学校にブライユが通うことを勧めてくれましたので、目の見える子どもたちと一緒に遊ぶことができました。しかし、今日のように点字などはなかった時代ですから、ブライユは一生懸命暗記して勉強したのです。

その頃、フランスには世界で初めての盲学校「王立パリ盲学校」が設立されていました。しかし、ブライユの住む村からは馬車で4時間もかかるので、家族と別れ、盲学校の寄宿舎に入り、学校に通うことになりました。そこで、アルファベットの浮き出し文字を使って学んだのですが、OやTのような単純な線で作られている文字はどうかかわったものの、CとO、QとO、MとNなどは読み間違いをしがちでした。

あるとき、元フランス軍の砲兵大尉シャルル・バルビエが、軍隊で使っていた夜間でも読める12点を使う文字を視覚障害者にも使えないかと盲学校に持ってきました。

ブライユはその文字を非常に喜んだものの、12点の点字では手で触って早く読めないからと、改良に改良を重ねて、6点点字を考案しました。

ところが、盲学校の晴眼者の教師たちが、あのアルファベットの浮き出し文字に執着し、なかなか6点点字は許可されませんでした。

それでもブライユはさらに、目の不自由な人たちにとって心のなぐさめになる音楽の符号も、6点の組み合わせで考えるようになりました。

視覚障害者たちは6点点字の便利さにひそかに共感し、それを習い、勉強しました。

ブライユは職を失った友に自分の名誉ある教会のオルガン演奏をゆずったり、学費に困っている生徒をそっと援助したりして、視覚障害者仲間のよき相談相手になりました。そのため自分の生活は質素にすることを心がけていました。

1852年、ブライユは疲労などから、いったんおさまっていた咯血が再発し、とうとう神に召されていきました。ブライユ43歳ときでした。

そして、生前認められることのなかった6点点字は、死後2年経った1854年にパリ盲学校で公式に認められたのです。

その後、フランス政府はブライユ没後100年を記念して、彼の功績を後世に伝えるべく、フランスが産んだ偉人が眠るパンテオン墓地にブライユの遺体を埋葬したのです。

## そして日本では…

日本における「点字の父」は、静岡県に生まれ、千葉で育ち県内の小学校教師をしていた石川倉次です。倉次は、ブライユの点字に感銘を受け、日本語点字の研究に没頭しました。点字撰定会で倉次案が採用された1890年11月1日は「点字記念日」とされています。

## 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」Q&A

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」は、行政や、事業主、団体、個人など様々な立場の県民の皆様の理解とご協力いただき、障害のある方に対する誤解や偏見を解消するとともに、日々の暮らしや社会参加を妨げているハード・ソフトのバリアを解消することにより誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために制定されました(平成19年7月1日施行)。

Q この条例では、どのような事柄が「差別」とされているのですか？

A 障害のある方に対する不利益な取り扱いの多くは、誤解や偏見など障害そのものについての理解が十分でないことや、制度が周知されていないことなどが原因となっています。

そこで、この条例では、実態を踏まえ、障害のある方の日常生活や社会生活の場面に即し、福祉、医療、商品・サービスの提供、雇用、教育、建物及び公共交通機関、不動産取引、情報の提供の場面で、障害を理由として不利益な取り扱いをすることを差別としています。

また、障害のある方がない方と同じような生活を送るためには、障害を理由とした不利益な取り扱いをなくすだけでは十分ではありません。例えば、視覚障害のある方に、活字の情報を音声や点字等で伝える配慮がなければ、不利益な取り扱いを受けなくても、視覚障害のある方が働いたり、サービスの提供を受けることは困難です。

そこで、この条例では、障害のある方が障害のない方と実質的に同等の日常生活または、社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置が行われないこともまた差別としています。

[http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c\\_syofuku/keikaku/sabetu/jorei-home.html](http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c_syofuku/keikaku/sabetu/jorei-home.html)

## 障害のある人に関する人権教育の視点

(福) 愛光専務理事 視覚障害者支援事業部長 高梨 憲司

教育現場では障害のある人に対する理解を深めるための福祉教育のテーマとして、障害疑似体験を取り上げることが多々ある。児童・生徒に障害のある人の不自由さを実感させることによって、思いやりやボランティアの心を育てることが目的なのだろうが、私はこうした試みに若干の危惧を感じている。そもそも疑似体験を通じて得る不自由さは障害のある人自身が長年の苦しみや悲しみとの葛藤の末に到達する障害観とは異なるからである。また、障害のある人を援助することで子どもたちに達成感を与えるかもしれないが、最も大切な「対等な人間観」を得ることになるのだろうか？

私は「障害とは誰もが持ちうる属性の一つ」と考えている。平成18年の厚生労働省調査から推定すると、全国の障害者(児)数は724万人(人口の18人に1人)であり、その大半が中途障害である。出生時に誰一人自分の性別を選んだ人がいないのと同じく、障害であることを望んだ人もいない。私は視覚障害だが、もし神が出生時に引くべき籤に悪戯をして、大多数の籤を「視覚障害」としたら、私は目が見えないという健常者で、ほとんどの人は目が見えてしまうという障害者になってしまう。そうしたら私は目が見えない多くの市民に押されて市長となり、地球温暖化防止のために市中の全ての電灯を撤去するだろう。目が見えてしまう障害者は不自由を感じて慌てふためくに違いない。

要するに障害とは社会の少数派であるか多数派であるかの違いでしかない。それなのに障害があると生活がしにくいというのは何故なのか。それは、障害という属性を有する少数派の存在を十分に配慮しないままに、異なる属性を有する多数派が築いた社会環境との間に不調和が生じているからである。ではどうしたらその不調和を改善できるのか。それには障害のある人とない人との互いの歩み寄りの努力と共に、法や制度・教育等の後押しが重要となる。こうした現象は異文化・異言語の日本社会で生活する外国人にもいえる。

障害のある人は社会の気の毒な存在と捉えられ、ボランティア活動や福祉サービスの対象とされることが多い。しかし、障害を上記のように捉えるならば、障害ゆえの配慮は福祉ではなく、人権に対する配慮でなければならない。人権教育は障害という属性と社会環境とのギャップを埋めるための模索として行なわれる必要がある。

福祉教育や人権教育に係わる教師は万能である必要はない。子どもたちの知的・精神的発育に合わせてどういう教材を活用するか、その適切な判断のできる教育コーディネータでよいのではないかと考える。障害の疑似体験や障害当事者の講話は教材の一つとして活用されることを望みたい。

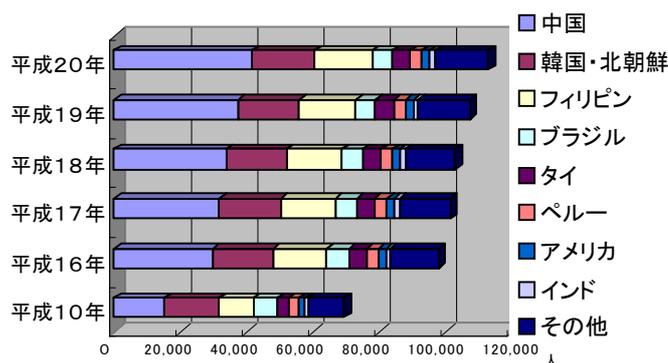
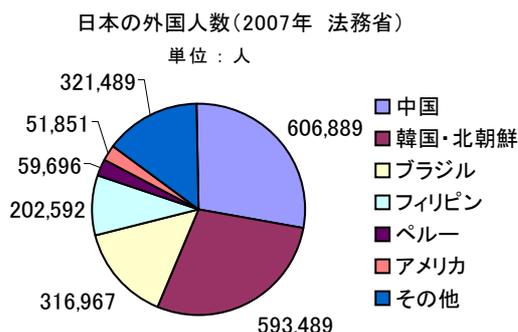
## (4) 外国人の人権



千葉県における外国人登録者は年々増加しており、国際化が進んでいます。このような状況の中、言葉や宗教・文化、あるいは生活習慣や価値観などの違いや偏見などから、相互不信やトラブルが発生してしまうこともあります。学校では、国際理解を深めるための教育を推進していくことが大切です。

また、今年是我が国が隣国である韓国を併合（1910～1945）してから100年目にあたります。学校にあっても、オールドカマーともよばれる在日韓国・朝鮮人等に対する差別や偏見の解消に向けた取組を進めていく必要があります。

千葉県の外国人推移(千葉県)



### 学校では

異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成する。

### 理解を深めるために

日常会話はできるが、文字を読むことが難しいというケースがあります。授業やテスト等での適切な配慮が必要となります。また、保護者への連絡文書等においても、必要に応じて、漢字にルビを付けたり、母国語で書かれた文書を用意したりすることも大切な働きかけです。

(参考) 千葉県国際交流センター「学校からのおたより」  
(<http://www.mcic.or.jp/>)

### 外国人児童生徒へは

日本語の指導をはじめ、民族性などを尊重した教育を推進する。

### 進路に関する適切な支援を行うために

外国人児童生徒の進学や就職等の進路を保障するためには、国籍や在留資格を把握する必要があります。外国人児童生徒やその保護者の理解を得るように働きかけ、国籍や在留資格とともに、日本語の理解度や希望する配慮事項等について確認し、学校生活において適切な支援が行えるよう努めることが大切です。

## 参 考 資 料

### 【国籍についての配慮事項】

外国人登録証明書の携帯義務は16歳から発生します。その手続きも16歳未満の子どもについては、保護者が行うことができます。したがって、児童生徒自身が外国籍であることを自覚していない可能性も考えられます。また、通称名を使用していることもあるので、慎重に対応することが求められます。

### 【外国人登録証明書】

日本に在留する外国人は、居住している市区町村に身分事項や居住地などを届け出て、外国人登録を行うことになっています。そして、市区町村の長から外国人登録証明書が交付されます。16歳以上の外国人はこの登録証明書を携帯しなければなりません。

### 【在留資格及び在留期間】

入国が許可されるための要件の一つとして、外国人の行おうとする活動が入管法に定める在留資格のいずれかに該当していることが求められています。在留資格によっては、就労活動が認められていないものがあります。外国人登録証明書に記載がありますので、必要がある場合は、保護者に確認を依頼しましょう。

〔法務省入国管理局「すべての人の出入国管理 Q&A」より (<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>)〕

## 国際化の中での理解と支援

(福) 一粒会 理事長 花崎みさを

国際化の進む中で、外国人と隣人として生活する割合が増え、「共に住む」ことの様々な軋轢が表面化してきています。

自国の文化や人々を大切に、他国の文化や人々を理解して受け入れた上で、お互いの関係を築いて行くことが国際化の意味だとすれば、それを推進して行く場としての学校は大切な役割を担っていることとなります。

属する国による偏見や、身につけた文化への差別などの是正のためには、学校として、きめ細かな配慮が求められます。

## 学校全体としては

児童・生徒が自ら実感として外国人への偏見や差別意識を持たないようにするために、できるだけ世界の国々の人々の暮らしぶりを知ることのできるチャンスを増やし、異文化の多様性やすばらしさを感じとれるような教材や人物往来の企画を増やすように努めるとともに、この課題をクラスなど小さな単位での取組みにも取り入れて、身近な問題意識として育むように努めます。そして彼らがいつでも相談できる人、又は窓口を用意することが大切だと思います。

## 外国人児童生徒へは

仲間として皆で支えて行くという意志を伝えて、安心して通学できるように配慮する。クラスの仲間と同じスケジュールをこなしながら日本語の教育をします。日常会話はできても、幼少時から家庭で培われるはずの日本文化への無知や語彙の少なさから解っていないことが多いので、日本文化や学校行事などについては丁寧に説明します。保護者も外国人である場合が多いことを考えて、プリントなど文書にはルビをふるか、母国語か英語で書いた文書を用意するなどの配慮が重要となります。

## 進路に関する支援

社会のシステムについて無知・無理解の場合が多いので、特別に説明の必要があります。在留資格や国籍など児童・生徒の基本的な部分の把握をしておく必要があります。保護者の一番の関心事は学資の奨学金である場合が多いので、このことについての図などを使った解りやすい説明が必要な場合があります。

更に進路によっては日本語力のレベルアップのためのブラッシュアップが必要になりますし、何よりそれらへの相談に気軽に乗れる体制づくりが重要となると思います。

## (5) 被差別部落出身者の人権



同和問題とは、被差別部落に生まれたという、ただそれだけの理由で、本人の資質に一切関係なく、日常生活の中でいろいろな差別を受けるといった問題です。

このように依然として根深く存在している偏見や差別意識の解消を図るため、基本的人権の尊重という視点から、被差別部落に対する「マイナスイメージの払拭」を目指した教育・啓発を推進することが大切です。

知っていますか？  
同和問題。



## 【結婚差別】

結婚相手として受け入れられない。

## 【就職差別】

採用に消極的。  
不適切な調査。

## 【知人の対応変化】

避けたり否定的な態度をとる。

## まだ残る差別意識

【インターネットでの差別書き込み】  
地名の書き込みや個人の誹謗中傷。

その他

## 同和問題に関する学習

一人一人が自分の問題としてとらえながら、正しい知識を深め、差別をしないという気持ちを育てていくことが大切です。

## ポイント

- ◇歴史的な背景や差別の現状を正しく理解させる。
- ◇「差別の実態に学ぶ」：被差別当事者やドキュメンタリーの視聴覚教材等を活用し、共感的に理解できるように展開する。

## 公正な採用選考に向けて

公正な採用選考に向けては、「全国高等学校統一応募書類」の使用が定められ、改善が図られてきました。しかし、依然として、本人の適性や能力に関係のない就職差別につながる項目の記入を求めたり、面接で質問したりする企業があります。すべての人がそれぞれの能力や適性に応じて、自らの進路を決定することができるように、公正な採用選考に向けた取組を進める必要があります。

厚生労働省では次のような基本的な考え方及び配慮事項を示し、面接時に質問したり、情報を収集したりしないよう十分配慮し、公正な採用選考を実施することを事業主に求めています。

### 採用選考の基本的な考え方

#### ア 採用選考に当たっては

- ◇応募者の基本的人権を尊重すること
- ◇応募者の適性・能力のみを基準として行うこと

#### イ 公正な採用選考を行う基本は

- ◇応募者に広く門戸を開くこと  
言い換えれば、雇用条件・採用基準に合った全ての人が応募できる原則を確立すること
- ◇本人のもつ適性・能力以外のことを採用の条件にしないこと  
つまり、応募者のもつ適性・能力が求人職種の職務を遂行できるかどうかを基準として採用選考を行うこと

### 就職差別につながるとされる採用選考時に配慮すべき事項

#### ア 本人に責任のない事項

- ◇本籍・出生地に関する事
- ◇家族に関する事（職業、続柄、健康、地位、学歴、収入、資産など）
- ◇住宅状況に関する事（間取り、部屋数、住宅の種類、近郊の施設など）
- ◇生活環境に関する事（生い立ちなど）

#### イ 本来自由であるべき事項

- ◇宗教に関する事      ◇支持政党に関する事
- ◇人生観、生活信条に関する事      ◇尊敬する人物に関する事
- ◇思想に関する事      ◇労働組合・学生運動など社会運動に関する事
- ◇購読新聞・雑誌・愛読書などに関する事

#### ウ その他

- ◇身元調査などの実施
- ◇合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施

資料：厚生労働省 「公正な採用選考について」

<http://www2.mhlw.go.jp/topics/topics/saiyo/saiyo1.htm>

生徒自身も、就職差別についての理解を深め、就職差別につながる項目を認識できるようにするとともに、そのような質問を受けた時に、どのような対応をしたらよいか等について、しっかり学習する必要があります。

また、入学試験や校内での面接練習についても、基本的な考え方や配慮すべき事項は同じです。各学校では、子どもたちへの指導とともに、教職員一人一人が人権に関する知的理解や人権感覚をさらに向上できるような取組を、組織的・計画的に進めていくことが求められます。

残念ながら、千葉県でも、統一応募書類の趣旨に違反する選考や、面接での不適切な質問がまだ見られます。千葉県教育委員会としても、厚生労働省千葉労働局や関係機関と連携し、その対応についての整備を進め、改善を図っています。

採用選考における不適切な事例が判明した場合は、教育委員会や県労働局、ハローワークに連絡してください。



## 同和教育の理念を活かした人権教育の推進

千葉県高等学校教育研究会 人権・同和教育部会長 勝田 眞澄

本県の学校同和教育は、昭和53年の基本方針制定後、翌年に指導課に同和教育室が設置されるとともに、野田北高等学校を最初の指定校とし実質的にスタートしました。その野田北全教員・生徒に講演し「全ての人間を、きちっとそのまま認めることなのです」と強く訴えられた初代校長の市川恭一郎先生、そして職員研修として実施された2年生へのLHR授業で「どの人も、MAN MAKES HIMSELF」と黒板に大きく書かれた初代同和教育室長の小林義人先生、当時の真摯なお姿が篤く思い出されます。

開設時の同校に採用された私達にとって、同和教育そのものが初めて接する教育概念であり実践でした。その後、基本的人権を尊重する精神の涵養と実践力の育成に向け同和教育を牽引された方々のお力によって、この30有余年、教職員の意識の向上は着実に図られてきました。その上で、同和教育で培った人権感覚のもと、より広い視野で様々な人権問題に対し目を向ける教育の取り組みが行われています。人権・同和教育部会では、当事者の声を大切に学びの中で、同和教育副読本「アマンドラ」に続き人権教育副読本「やさしさあふれて」を作成しました。人権教育を推進する教材として、各地域や学校など様々な異なる環境において、幅広い活用を願っています。

平成14年に国策としての同和对策事業は区切りをおかえました。確かに、地域の町並みは変わったと思います。しかし、健やかに育ち自立することを妨げる部落差別は、今現在も確かに存在します。加えて現在の社会状況、荒波は社会的弱者により激しく打ちつけ、新たな人権問題が現れてきています。12年公布の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、14年策定の「人権教育・啓発に関する基本計画」をもとに、同和教育の理念を核とし、その成果を活かした人権教育の重要性は、昨今の世相の中でますます高まるばかりです。

## (6) その他の重要課題



社会には、基本的人権が保障されていなかったり、様々な差別等に苦しんだりしている人がたくさんいます。

人権侵害の現状を正しく理解し、当事者の思いや願いに寄り添い、その上で、自分はどうすればよいかを考え、行動に移すことができるような気持ちを育てていくことが重要です。

### 高齢者の人権

精神的虐待や身体的虐待や社会参加の困難等により人権が侵害されることがあります。高齢者との交流等の体験活動を通して、高齢者の願いや気持ちについて理解を深め、高齢者に対する尊敬や感謝の心をはぐくむようにすることが大切です。

### ハンセン病元患者等の人権

ハンセン病のために、長い間多くの偏見と差別に苦しんでいた人がいます。この偏見と差別は、主にハンセン病に対する正しい知識が社会に普及していないことによるものといえます。ハンセン病を正しく理解することが大切です。

### HIV感染者等の人権

病気やその後遺症に対する誤った知識や偏見から、地域や学校・職場などでいじめにあったり、職場を解雇されたりするなど、様々な差別に苦しんでいる人がいます。エイズやHIVについて正しい知識を持ち、わたしたちの中にある偏見や誤った知識を見直すことが大切です。

### 性同一性障害・同性愛者の人権

周りから好奇の目で見られ、偏見や差別を受けている問題があり悩んでいる人も多くいます。性的指向や性同一性障害についての理解を深め、偏見や差別をなくすことが大切です。また、当事者が自己肯定感を持てるような配慮が必要です。

**アイヌの人たちの人権**

アイヌの人々に対する理解が不十分なことから、結婚や就職などで差別を受ける問題が起っています。アイヌの人々への理解と認識を深めることが大切です。

**ホームレスの人権**

さまざまな事情により公園等で生活をしているホームレスの人々の多くは、仕事を見つけて自立したいと思っています。しかし、ホームレスの人々に対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も起きています。被害の現状等について知るとともに、命の大切さや人権の尊重等について理解を深めることが大切です。

**中国残留孤児の人権**

偏見や差別意識を解消していくために、中国残留孤児に関する歴史的経緯や現在の現状に関する理解を深めることが大切です。

**犯罪被害者とその家族の人権**

直接的な被害の他に、マスコミの過剰取材やプライバシーの侵害、うわさや中傷などで、日常生活をおだやかに過ごせなくなったり精神的な苦痛にさらされたりすることがあります。このような犯罪被害者等の心情等の理解を深めることが大切です。

**被拘禁者・刑を終えて出所した人の人権**

当事者やその家族に対して、根強い偏見があります。偏見や差別意識が生じないように、それぞれの人のおかれている立場について、理解を深めることが大切です。

**「ホームレス」・「ネットカフェ難民」への支援活動から**

(特) ホームレス自立支援市川ガンバの会理事長 副田 一朗

路上生活者の居宅支援を行って久しいが、未だにその数は減ることを知らない。バブル経済崩壊後には千葉県内各所でも見られるようになった路上生活者であるが、その後「景気高揚」との政府発表の間も、支援を続ける中で実感したことはない。この間に「経済格差」が進んだということであろう。

そして、昨今の路上の様子は、以前とは様変わりしてきた。それは「長期高齢及び新規若年齢化」の傾向が強くなり、また「障害者や刑余者の割合」が増加しているということである。当会の相談所に訪れる人も、若年齢化の傾向にあり、地域での生活困窮者やいわゆる「ネットカフェ難民」と呼ばれる不安定居住・就労層からの相談も増加している。こうした現状の中で、私たちの社会で何が起っているのか、その一端を垣間見ることができる。

路上生活者が生み出される社会的背景として、第一に、経済不況の中での「経済的貧困」があることは言うまでもない。1990年代は、仕事を失い収入の道を閉ざされた建築現場などで働く日雇労働者が中心であったが、徐々に長引く不況の中で、リストラや企業倒産による失業者が加わった。さらに「派遣業」が1998年に完全自由化となって以降、何の保証もない「期間派遣や日雇派遣業」に従事する若者たちが増え、特にサブプライムローン問題以降の経済不況と同時に生活困窮に陥った人が加わってきた。これらの人は、言わば「景気に伴う会社・企業の安全弁」として用いられてきた人たちであり、見方を変えれば、日本経済はこうした人たちの存在によって支えられてきたということをおぼろげに忘れてはならない。

しかし、この「経済的貧困」に止まらず、社会的背景として「関係性の貧困」という問題がある。例えば、ネットカフェやマンガ喫茶を寝場所としながら「アルバイト」や「日雇い派遣」などで生活している若者たちがいるが、決して全ての人に家族がいないわけではない。しかし、家族や地域社会との接点を失い、職を失うと同時に私たちのもとを訪れる人が後を絶たないのである。このことは、家族との「切れ」、地域社会との「切れ」が、私たちの想像を超えて進んでいることを意味する。

また「障害者や刑余者の割合の増加」ということも先に記したが、家族はもちろん、地域社会が「障害」を受け止めきれない、或いは「犯罪」をはじめとする人間としてのいわば「失敗者」を受け止めない家族・社会が広がっているということでもある。まさに「ホーム」を失い、孤立しているということにおいて、「ホームレス」問題の本質があることも忘れてはならないことである。そういう意味では、私たちの「ホームレス支援」は、「物質(ハウス)」支援とともに、「関係(ホーム)」支援の両面が不可欠であり、私たちの支援は、居宅以後も継続的にならざるを得ない。

路上では今も襲撃が続いている現実の中で、同じ人間・同じいのちとして考え得る人権教育がなされ差別・偏見が取り除かれていくことはもちろんであるが、現在学校で教育を受けている学生が近い将来、「ホームレス」となる可能性が十分にあることを思い、将来設計の重要性・関係性の重要性を一人一人が認識しうる教育がなされることを心より期待している。

## CD-ROM 添付

## CD-ROMの収録内容

※具体的内容はCD-ROM内の目次をクリック

## 【1】第30集の掲載内容

## 【2】県及び教育委員会の資料

○人権教育資料（平成10年，13年）

○指導資料集掲載事項（第26集～29集）

・第26集→参加型学習，具体的人権課題

・第27集→個別課題への対応

・第28集→学校人権教育推進校の実践紹介（27事例）

・第29集→学校人権教育推進校の実践紹介（21事例）

○Human Rights

～心のバリアフリーの実現を目指して～

## 【3】教職員研修のための資料

## 【4】子どもたちの活用資料

## 【編集委員】

野田市立関宿小学校教諭	伊藤 鉄哉	野田市立二川中学校教諭	高橋 祐史
野田市立川間小学校教諭	森下 卓雄	野田市立南部中学校教諭	諸隈 仁
野田市立山崎小学校教諭	星 克明	野田市立北部中学校教諭	萩原 まい子
野田市立関宿中央小学校教諭	土屋 益子	野田市立関宿中学校教諭	泉 有弘
野田市立七光台小学校教諭	渡邊 誠	佐倉市立佐倉東中学校教諭	植草 均
野田市立二川小学校教諭	川岸 真仁	香取市立佐原第五中学校教諭	磯邊 健
酒々井町立酒々井小学校教諭	釜石 洋	市原市立八幡中学校教諭	武藤 功
香取市立瑞穂小学校教諭	岡澤 和男	市原市立姉崎中学校教諭	山田 章貴
君津市立久留里小学校教諭	藤平 善史	市原市立南総中学校教諭	横山 美代子
〔事務局〕 千葉県教育庁教育振興部指導課人権教育室			

## 学校人権教育指導資料（第30集）

平成22年3月

発行 千葉県教育庁教育振興部指導課  
千葉県中央区市場町1-1  
TEL 043(223)4066（指導課人権教育室）

印刷 千代田印刷株式会社  
千葉県緑区古市場町474番253  
TEL 043(268)3322

みんなで取り組む  
**千葉の教育**

